

2020年6月2日

株式会社住宅あんしん保証

お問合せ先：技術管理部性能評価課

TEL：03-3562-8127

メール：jisedai_shoumei@j-anshin.co.jp

次世代住宅ポイント対象住宅証明書のご案内 【当初制度、コロナ対応】

平素は、弊社業務につき格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

次世代住宅ポイント対象住宅証明書の審査業務について2点お知らせいたします。

- ① 【当初制度】について、次世代住宅ポイントの書類である「期限内着工（着手）困難申告書」を令和2年3月31日までに事務局にご郵送いただいた場合、『次世代住宅ポイント対象住宅証明書』発行業務をお引受けしています。事務局への追加書類提出期限は、2020年6月30日（必着）となっておりますので、弊社への証明書申請受付は下記期限を目途に申請いただきますようお願いいたします。

【『次世代住宅ポイント対象住宅証明書』申請受付期限】

（「期限内着工（着手）困難申告書」を令和2年3月31日までに事務局にご郵送いただいた場合）

2020年6月12日（金）弊社到着分まで

- ※1 メールによる申請受付、郵送による申請受付とも同一日です。
- ※2 申請に際しては、余裕をもってご依頼いただきますようお願い致します。
- ※3 不足書類等がある場合は、不足書類が解消された時点が受付となります。

- ② 【コロナ対応】新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず受注や契約を断られるなど令和2年3月31日までに契約できなかった方について、令和2年4月7日から令和2年8月31日までに契約を行った場合、『次世代住宅ポイント対象住宅証明書』発行業務をお引受けしています。

ご注意ください

- ・次世代住宅ポイント事務局への申請にあたっては、「やむを得ず令和元年度末までに契約が出来なかった理由」の申告が必要です。（詳細は次世代住宅ポイント事務局ホームページをご確認ください）
- ・次世代住宅ポイント発行申請は、申請期限である令和2年8月31日（月）前であっても予算額に達し次第終了となることから、弊社の「証明書」発行業務の引受期限につきましては、弊社ホームページにて随時お知らせする形式とさせていただきます。

その他、ご不明な点等がございましたら、弊社・技術管理部までお問い合わせください。

以上